

SHINPOU

社会保険新報

2025.4

No.893



江戸桜通りの夜桜（中央区）



INDEX

- 協会けんぽ東京支部 令和7年度 協会けんぽの健康診断〈生活習慣病予防健診／特定健康診査／事業者健診結果データ提供〉（P2-3）
- 日本年金機構 令和7年度 年金額の改定（P4）
外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き／国民年金ひとことメモ 令和8年度の国民年金保険料額（P5）
- フィオーレ健診クリニック 2025年度 健康診断の予約受付中！（P6）
- 東京社会保険協会 講習会 算定基礎届事務／「協会だより」4月号発行／入会案内（P7）
- 新コーナー【実務に役立つ！】 労働契約は書面で正しく結びましょう（P8）

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

令和7年度 協会けんぽの健康診断が始まりました

協会けんぽでは、従業員の皆様とご家族を対象とした健康診断を実施しています。ご自身のため、ご家族のために、年に1回は健康診断を受けましょう。

従業員ご本人向け 生活習慣病予防健診

35歳以上の被保険者を対象に、生活習慣病予防健診を行っています。生活習慣病予防健診は、生活習慣病の発症や重症化の予防、がんの早期発見に重点をおいた健診です。



		生活習慣病予防健診	定期健康診断（事業者健診）
一般健診	労働安全衛生法上の定期健康診断項目	○	○
	大腸がん検診	○	×
	胃がん検診	○	×
	自己負担額	5,282円	健診機関によって異なります

対象者 35歳～74歳の被保険者

検査項目 定期健康診断（事業者健診）よりもさらに充実しています

上記の一般健診に追加して受診可能

乳がん検診 **受診対象者** 40歳～74歳（偶数年齢の女性）【検査項目】問診、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）
自己負担額 40歳～48歳（2方向撮影）最高 **1,574円** 50歳～74歳（1方向撮影）最高 **1,013円**

子宮頸がん検診 **受診対象者** 36歳～74歳（偶数年齢の女性）【検査項目】問診、細胞診
自己負担額 最高 **970円** ※20歳～38歳の偶数年齢の女性は単独受診可能

生活習慣病予防健診の3つのポイント

1 5歳ごとに、より詳細な付加健診が受けられます！
 40歳・45歳・50歳・55歳
 60歳・65歳・70歳

※付加健診とは、一般健診に加えてさらに検査項目を増やし、病気の早期発見等を目的とする健診です。

2 労働安全衛生法上の定期健康診断の検査項目を満たしています！

協会けんぽの生活習慣病予防健診への切り替えにより、検査項目を充実させ、さらに健診費用を抑えることができます。

3 検査項目が充実！

がん検診を含んでおり、早期発見・早期治療につながります。

部位別のがん罹患順位

男 性	1位	前立腺	女 性	1位	乳房
	2位	大腸		2位	大腸
	3位	肺		3位	肺

厚生労働省「全国がん登録 罹患数・率報告2020」より引用

ご受診までの流れ 簡単 3 STEP!

1 確認



4月上旬にお送りしている「生活習慣病予防健診のご案内」等を確認する。

2 予約



協会けんぽホームページに掲載の「健診実施機関一覧表」から、ご希望の健診機関を選んで予約する。

3 受診



当日は、「マイナ保険証等^(※)」「健診費用（自己負担額）」および健診機関から送付される「問診票・検査容器」等をお忘れなく！

(※) 受診当日は、次のいずれかにより、保険資格の確認を受けてください。

①マイナンバーカードによるオンライン資格確認 ②マイナポータル^(※)の保険資格の画面の提示

③マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示 ④資格確認書または健康保険証（健康保険証は令和7年12月1日まで利用できます）

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111）まで

協会けんぽ 東京支部 からの お知らせ

従業員ご家族向け 特定健康診査

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防を目的に、被扶養者（ご家族）に受けていただく健診です。

対 象 者

40歳～74歳の被扶養者

自己負担額

無料または一部自己負担あり

※地域や健診機関により異なります。



検査項目

基本的な健診

・問診 ・診察等 ・身体測定 ・血圧測定
・血中脂質検査 ・肝機能検査 ・血糖検査 ・尿検査

詳細な健診 ※医師の判断により実施

・心電図検査 ・眼底検査 ・貧血検査
・血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）

ご受診までの流れ

簡単 3 STEP!

1 確認



4月上旬にご自宅へお送りしている「受診券（セット券）」を確認する。

2 予約



協会けんぽホームページに掲載の「健診実施機関一覧表」から、ご希望の健診機関を選んで予約する。

3 受診



当日は、「受診券（セット券）」と「マイナ保険証等（※）」をお忘れなく。
●健診機関によっては、健診費用（自己負担額）が必要となる場合があります。

（※）受診当日は、次のいずれかにより、保険資格の確認を受けてください。

- ①マイナンバーカードによるオンライン資格確認 ②マイナポータル保険資格の画面の提示
③マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示 ④資格確認書または健康保険証（健康保険証は令和7年12月1日まで利用できます）

事業者健診結果データ提供のお願い

協会けんぽでは、皆様の健康づくりのために、労働安全衛生法による定期健康診断（事業者健診）を受診した加入者の健診結果（事業者健診結果データ）の提供をお願いしています。健診結果を協会けんぽへご提供いただくことは、法律（※）により義務付けられているため、個人情報保護法上、問題ありません。また、提供にあたり、本人から同意を得る必要はありません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

（※）高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法

事業者健診結果データ提供の詳細はコチラ



データを
提供
いただくと

メリット①

メタボリックシンドローム判定の結果、該当する40歳から74歳までの方を対象に、特定保健指導が無料でご利用になれます。

メリット②

事業者健診結果データの提供分も、インセンティブ制度の評価指標の1つである健診受診率に加算され、協会けんぽ東京支部の保険料率の抑制につながります。

また、生活習慣病の重症化および合併症の発症を防ぐことを目的に、健診結果（血圧、血糖、脂質）で「要治療」「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない方に対して受診勧奨を行っています。

協会けんぽ東京支部 LINE公式アカウント

友だち募集中！

友だち 登録方法

- ・右の二次元コードから読み取り
- ・アカウント名「協会けんぽ東京」で検索
- ・ID「@kenpo_tokyo」で検索



健康づくり等、役立つ情報を配信します！



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111）まで



日本年金機構

Japan Pension Service

からのお知らせ

令和7年度 年金額の改定 ～年金額は前年度から1.9%の引上げ～

総務省から、令和7年1月24日に「令和6年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。これを踏まえ、令和7年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和6年度から1.9%の引上げとなります。



令和7年度の年金額の例【月額】



	令和6年度	令和7年度
国民年金 （※1）【老齢基礎年金（満額）：1人分】	68,000円	69,308円（+1,308円）
厚生年金 （※2）【夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額】	228,372円	232,784円（+4,412円）

（※1）昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金（満額1人分）は、月額69,108円（対前年度比+1,308円）です。

（※2）男性の平均的な収入（平均標準報酬（賞与を含む月額換算）45.5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と夫婦2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。



年金額は、物価変動率（令和6年度：2.7%）や名目手取り賃金変動率（令和6年度：2.3%）に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和7年度の年金額は、**名目手取り賃金変動率(2.3%)**を用いて改定しますが、**マクロ経済スライドによる調整（令和6年度：▲0.4%）**が行われるため、年金額の改定率は**1.9%**となります。



参考 年金生活者支援給付金法に基づく給付

物価変動に応じた改定ルールが法律で規定されている年金生活者支援給付金については、令和6年度の物価変動率（2.7%）に基づき、**令和7年度は2.7%の引上げ**となります。

令和7年度の年金生活者支援給付金【月額】

	令和6年度	令和7年度
老齢年金生活者支援給付金	（※3） 5,310円	（※3） 5,450円（+140円）
障害年金生活者支援給付金	1級 6,638円 2級 5,310円	1級 6,813円（+175円） 2級 5,450円（+140円）
遺族年金生活者支援給付金	5,310円	5,450円（+140円）

（※3）表中の老齢年金生活者支援給付金は基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出されます。



日本年金機構
Japan Pension Service

からの **お知らせ**

外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

外国籍の方が来日し、事業所の従業員として社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や「離職による社会保険の資格喪失後の期間」については、国民年金の加入者となり、**国民年金保険料の納付**が必要（社会保障協定等により、日本の年金制度の被保険者とならない方は除く）となります。

保険料を未納のままにしていると、障害年金の給付や在留資格に影響が出る場合があります。**保険料の納付または免除申請等の手続きをすみやかに**行うよう、事業主から外国籍の従業員へご案内ください。

なお、初回入国時などで前年に日本国内での所得がないときは、通常、初年度については申請を行えば全額免除が認められます。

離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合、失業特例免除制度により、免除が認められることがあります。失業特例免除制度を申請する際は、**失業した事実が確認できる証明書類の写し**（雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）の添付が必要です。



国民年金への加入が必要な期間

国民年金保険料の納付または免除申請が必要



厚生年金保険等の期間



国民年金への加入が必要な期間

国民年金保険料の納付または免除申請が必要

※失業特例免除制度を利用できる場合あり



厚生年金保険等の期間

国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、**電子申請も可能**です。上記内容等についてご不明な点がありましたら、管轄の年金事務所（国民年金担当課）へお問い合わせください。

詳細は **日本年金機構** **外国人のみなさま** **検索** に掲載しています。

国民年金ひとことメモ

令和8年度の国民年金保険料額

国民年金保険料は、平成16年の年金制度改正により、毎年度、段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限（平成16年度水準で16,900円）に達し、引上げが完了しました。そのうえで、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者（自営業者等）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度水準で国民年金保険料が月額100円引き上げられ、17,000円となりました。

実際の国民年金保険料額は、平成16年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、令和8年度の保険料額は、次のとおりとなります。

令和7年度と8年度の国民年金保険料【月額】	令和7年度	令和8年度
法律に規定された保険料額（平成16年度水準）	17,000円	17,000円
実際の保険料額（前年度の保険料額との比較）	17,510円（+530円） ※令和6年度は16,980円	17,920円（+410円）



東京社会保険協会  フィオーレ健診クリニック からのお知らせ

2025年度 健康診断のご予約を受付中です！

フィオーレ健診クリニックでは、2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）の各種健康診断のご予約を受付中です。 ※健康保険組合ごとに予約方法・受診期間等が異なります。

男女別の健診フロアでゆったりと健診を
女性健診フロアの医師・技師・スタッフは、すべて女性です



4・5月は
人気の時期と比較して

- ✓ 予約が取りやすい！
- ✓ 待ち時間が短い！

おすすめの
時期です

東新宿駅から徒歩1分で
アクセス良好

ご予約は、お電話もしくはWebにて承っております

 **健診予約専用ダイヤル 03-5287-6211**
月～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00
土曜日（健診実施日のみ） 9：00～12：00

 **Web予約リクエスト**
<https://www.k-fiore.jp/select/>

※ご加入の健康保険組合によって、ご利用いただけない場合があります。



一般財団法人 東京社会保険協会
フィオーレ健診クリニック

〒160-0022 東京都新宿区新宿7-26-9 フィオーレ東京



都営大江戸線・東京メトロ副都心線

「東新宿」駅 **A2出口から徒歩1分**

<https://www.k-fiore.jp/>

健康診断の詳細は、ホームページをご覧ください。

会場形式・オンライン配信

算定基礎届事務

今年度は、従来の**会場形式**に加え、**オンライン配信**も実施します。2つの受講形式で、算定基礎届作成のポイントや手続きの仕方等を詳しく解説。会員に限らず、**どなたでも受講可能**です。

● **日 時** **6月18日(水)**

①10時～12時 ②14時～16時

※①②の内容は同じ

● **会 場** 長井記念ホール（渋谷区）

● **料 金** **無料**

● **定 員** 会場形式：各回195名（全2回）
Zoom配信：各回250名（全2回）

● **申込締切** **5月9日(金)15時**

● **講 師** 特定社会保険労務士 大野 知美
（あすそら社会保険労務士事務所）

- **テキストを1人1冊配付**します。
オンライン受講の方には発送します。
- 複数名参加希望の場合は、それぞれお申し込みください。
- 抽選の際は、**会員を優先**します。
- 申込期間外のお申し込み等、不備がある場合は落選となります。



イメージ

【予告】**社会保険の基礎知識**（実務担当者向け）

- **7月15日(火)** 電設年金会館（新宿区）
- **7月23日(水)** 東実健保会館（中央区）
- **7月28日(月)** たましんRISURUホール（立川市）

● **申込期間** **4月15日(火)～6月10日(火)15時**

ホームページ ▶ **講習会・セミナー**

会員向け広報誌

『協会だより』4月号 No.61



4月16日(水)にホームページで公開し、会員事業所宛に郵送します。年金や健康情報のほか、WEB版『社会保険新報』との連動で「実務に役立つ!」新コーナーがスタート。セミナー・講習会、観劇会やバスツアー等の会員特典もご案内します。

ぜひチェックしてください!

● **観 劇 会**

● 歌舞伎 **刀剣乱舞**

7月12日(土)

● 劇団四季ミュージカル

バック・トゥ・ザ・フューチャー

8月30日(土)



刀剣乱舞



バックトゥーザフューチャー

● **バスツアー**

初夏の河口湖畔を巡る

6月21日(土)・28日(土)

● 久保田一竹美術館

富士山と河口湖を望む3つ星美術館



イメージ

● 山麓園

築150年の趣ある古民家で食す本格炉端焼きとほうとう



イメージ

● 旬の野菜狩り

山梨県自慢の初夏の野菜を収穫



ホームページ ▶ **広報誌** ▶ **協会だより**

『社会保険新報』
メルマガ会員の皆様

一般財団法人 東京社会保険協会

入会のご案内

東京社会保険協会は、社会保険制度の普及・発展に寄与し、会員とご家族の健康増進や福利厚生に関する事業を行っています。入会されると、WEBセミナー・会場型講習会の受講（無料）やレジャー・宿泊施設の優待、会員健診等、さまざまな特典がご利用できます。事業所単位での入会となりますので、未加入の事業所はぜひご検討ください。

- **対 象** 東京都内における健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業所
- **年会費** 事業所の被保険者数によって異なります。

ホームページから
簡単に入会できます!



東京社会保険協会

会員事業課 TEL:03-5292-3596

詳細はホームページをご覧ください

<https://www.tosyakyo.or.jp>





労働契約は書面で正しく結びましょう

特定社会保険労務士 小平 陽子（ドリームサポート社会保険労務士法人）

労働契約（雇用契約ともいいます）を新たに結ぶとき、会社は労働者に対して労働条件を明示しなければなりません。これは正社員だけでなく、パートやアルバイトなどの雇用形態にかかわらず、すべての労働者に対して必要となります。働き始めてから「聞いていない」「約束と違う」といったトラブルが発生しないよう、最初にしかりと労働条件を確認しておくことが大切です。明示すべき事項には、必ず書面で明示しなければならない重要な項目【絶対的明示事項】と、その定めをする場合に明示する項目【相対的明示事項】があります。

絶対的明示事項 【必ず書面の交付等によって明示】	相対的明示事項 【その定めをする場合に明示】
①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間又は更新回数の上限を含む） ③就業の場所及び従事すべき業務 ④始業及び終業の時刻、休憩時間、休日等 ⑤賃金の決定、計算・支払方法、昇給(*) (※)昇給については書面でなくても可 ⑥退職	⑦退職手当 ⑧臨時に支払われる賃金（退職手当を除く）、賞与及び最低賃金額等 ⑨労働者に負担させるべき食費、作業用品、その他 ⑩安全及び衛生 ⑪職業訓練 ⑫災害補償及び業務外の傷病扶助 ⑬表彰及び制裁 ⑭休職

短時間・有期雇用労働者との労働契約の場合

左記のほか、次の4つ（特定事項）を書面等により明示する必要があります。

- ①昇給の有無
- ②退職手当の有無
- ③賞与の有無
- ④雇用管理の改善等に関する相談窓口

労働条件の明示に関する法改正

令和6（2024）年4月に「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が改正され、就業の場所と従事すべき業務について、**雇入れ直後のものに加え、今後の見込みを含めた変更の範囲についても具体的に記載**することが求められるようになりました。なお、求人募集時にも同様に、変更の範囲について明示しなければなりません。

<改正後の記載例>

就業場所	
（雇入れ直後）東京本社	（変更の範囲）東京23区内の営業所
（雇入れ直後）新宿支店及び労働者の自宅	（変更の範囲）本店及びすべての支店、営業所、労働者の自宅での勤務
従事すべき業務	
（雇入れ直後）広告営業	（変更の範囲）会社内でのすべての業務
（雇入れ直後）店舗における会計業務	（変更の範囲）すべての業務への配置転換あり

雇用契約書と労働条件通知書

労働条件を書面で明示したものが、「雇用契約書」または「労働条件通知書」です。これらは、契約締結時、更新時、1回ごとに作成します。雇用契約書は双方が署名し、各1通ずつ保管するもので、労働条件通知書は会社が労働者に対して交付するものです。どちらでも効力は変わりませんが、できれば労働条件通知書にも労働者が確認したことがわかる署名欄を設けて、会社と労働者それぞれで保管するのがよいでしょう。



厚生労働省ホームページから、
モデル労働条件通知書がダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働条件の明示については、会員向け広報誌『協会だより』4月号（No.61）でも解説しています

記事提供／日本年金機構 新宿年金事務所・全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部

編集・発行／一般財団法人 東京社会保険協会 〒160-8407 東京都新宿区新宿7-26-9 電話 03 (3204) 8877 (大代表)

ホームページ <https://www.tosyakyoo.or.jp>